

空家等管理活用支援法人について

空家等の管理や活用を図る活動を行う民間法人が、公的な立場から活動しやすい環境を整備し、雲仙市の補完的な役割を果たしていくことを狙い、空家等対策の推進に関する特別措置法において定められた制度です。

空家等管理活用支援法人の対象要件

- (1) 以下のいずれかの法人格を持つものであること
 - 特定非営利活動法人
 - 一般社団法人
 - 一般財団法人
 - 空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社
- (2) 3年以内に本制度における支援法人の指定を取り消されていないこと。
- (3) 申請者又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - 未成年者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (5) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること
- (6) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

空家等管理活用支援法人の業務（空家法第24条第1項等に基づく業務）

- (1) 情報の提供又は相談
- (2) 定期的な空き家等の状態の確認、活用のために行う改修
- (3) 空き家等の所有者の探索
- (4) 調査研究
- (5) 普及啓発
- (6) 取組の情報発信及び成果公表
- (7) その他の空き家等の管理又は活用を図るために必要な事業

- (1) (3) (6) の役割を担う場合は空き家登録奨励金の補助対象者になることができます。
(1) ~ (7) すべての役割を担う場合は、空き家リフォーム補助金の補助対象者になることができます。

空家等管理活用支援法人について

登録申請書類

- (1) 空家等管理活用支援法人指定申請書(様式第1号)
- (2) 空家等管理活用支援法人事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (5) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (6) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (7) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (8) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (9) 市税等を滞納していないことを証する書類
- (10) 誓約書（様式第3号）
- (11) 上記に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

空家等管理活用支援法人の登録期間

指定した年度の翌々年度末まで（最大3年間）

その他

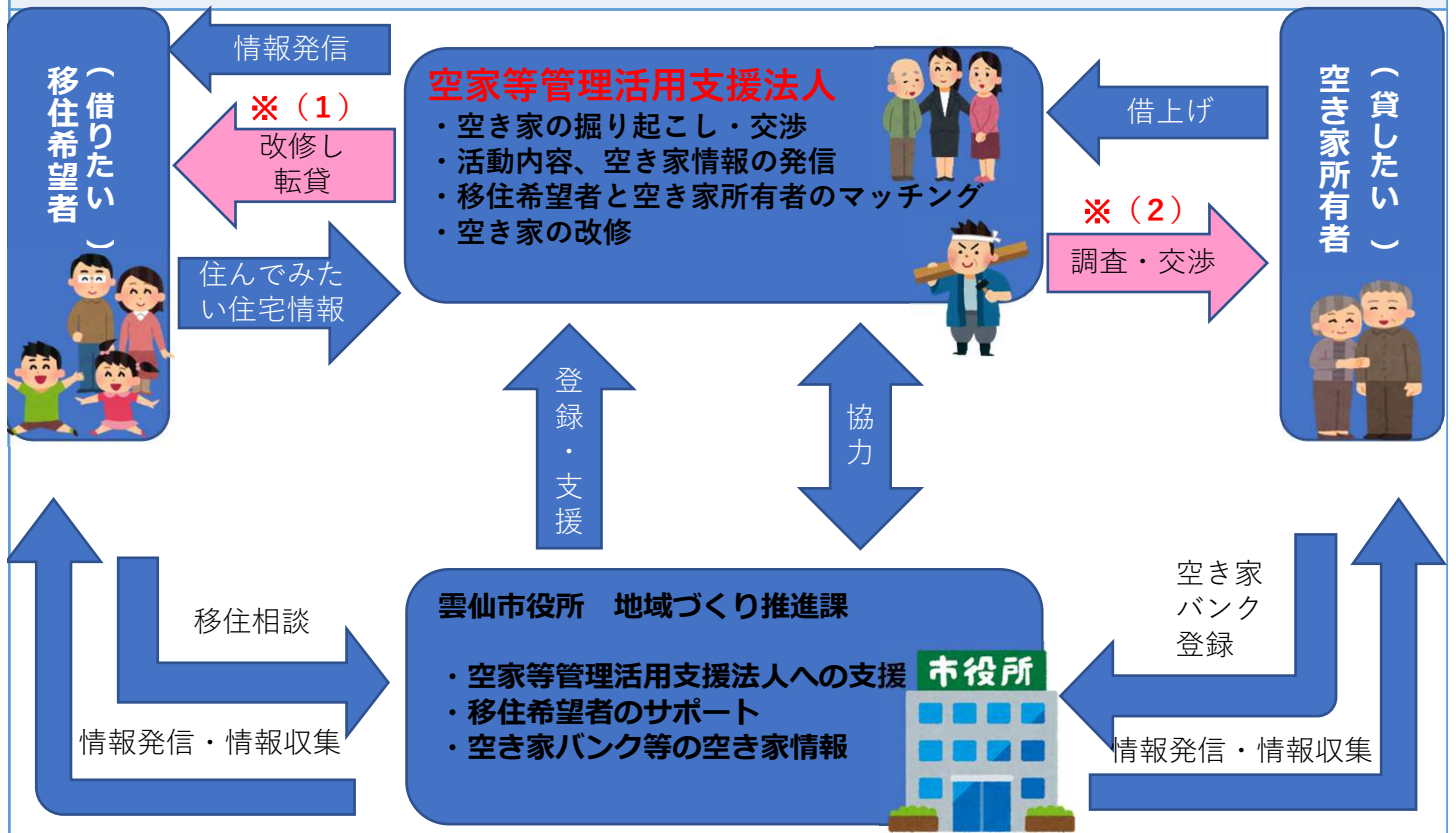
- (1) 事業年度開始前までに、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書の提出が必要です。
- (2) 事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表の提出が必要です。

【お問合せ先】

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地 雲仙市 地域振興部地域づくり推進課
T E L 0957-47-7805 F A X 0957-38-2755 E mail tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp

空家等管理活用支援法人に対する支援

フロー図



(1) 移住促進空き家リフォーム補助金

空き家バンクに登録された物件を空家等管理活用支援法人において借上げ、移住希望者のニーズに応じた改修を行い、移住希望者へ転貸する場合、改修に係る費用の一部を助成します。

(市外からの移住者に10年間賃貸し、管理する必要があります。)

- ◆対象工事
- ①台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修工事及びこれらに付随する備品の購入
 - ②内装、屋根、外装等の改修工事

(対象外工事) ○外溝工事(車庫、物置など住宅建築物以外)の工事)

○冷蔵庫、エアコン、コンロ、家具等の備品購入

○事務所・店舗その他居住の用に供しない工事

- ◆補助額 対象事業費の2/3相当額、上限100万円 ※市内に本社を有する法人に限る。

(2) 空き家バンク登録奨励金

空家等管理活用支援法人が紹介し登録された空き家バンク登録物件において、契約(賃貸・売買)が成立した場合、奨励金を交付します。

- ◆定額5万円 ※市内に本社を有する法人に限る。